

「郡山を知る・見る・食べる」発信業務委託仕様書

1 業務名

「郡山を知る・見る・食べる」発信業務

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3 業務目的

本業務は、本市の「自然」「文化」「食」などの魅力をターゲット層のニーズに合わせて来訪イメージ動画として発信することで、イメージや認知度の向上及び関係人口の創出に繋げ、来訪契機を生み出すとともに、原子力災害に起因する風評の払しょくを図ることを目的とする。

4 業務方針

本業務のターゲットは以下の理由から首都圏在住の20代から30代までとする。

- ・物理的な距離が来訪しない理由とならない圏域在住であること。
- ・2拠点生活やワーケーションに興味・関心が高いこと。
- ・地域活動への参加意欲が高く、将来にわたっての継続的な来訪が見込めること。

5 業務内容

(1) ターゲットに対するアンケート調査の実施

ア ターゲットに対するアンケート調査の効果的手法を検討し、適正に実施すること。調査項目は、本市に対するイメージや風評に関すること、興味があるアクティビティ等を含めて20問以内で本市と協議しながら設定すること。使用するアンケートツールの回答率を参照し、有効回答数を400以上確保するように調査数を設定すること。

イ 回答率を上げ、また認知度向上に寄与すると思われるインセンティブの設定を設けることも可能とする。

ウ アンケートの調査結果を集計し、傾向分析を行うこと。また、集計結果はグラフや図を用いて見やすく作成し「アンケート調査結果報告書」として本市に提出すること。

(2) アンケート調査結果を活用した動画の制作

ア アンケート調査を踏まえ、ターゲットの希望する滞在スタイルに適した来訪イメージ動画を制作すること。

- イ シナリオについては撮影前に本市の許可を得て決定すること。
- ウ 動画制作に当たっての撮影機材の調達、撮影場所の許可、出演者の手配等の一切の手続きは、原則受注者の責任のもとで行うこと。ただし、公共施設や公道等を利用する場合は本市に相談すること。
- エ 動画には、場合に応じてBGMを挿入すること。音楽素材の使用に関しては、オリジナルかフリー音源を使用するなど著作権の問題が発生しないようにすること。
- オ 完成した動画は、本事業のみでなく本市のPRのためインターネットでの配信や各所サイネージでの放映、各種イベント時のプロモーション放映などに利用することを踏まえ、内容・出演者等を検討し、著作権等必要な措置を講じた上で制作するものとする。
- カ 挿入が効果的だと思われる場面において、本市観光課が所有する観光動画アーカイブから2次利用することも可とする。
- キ 制作する動画は、その後の効果的プロモーションのため5分以内とし、必要に応じてショートバージョンを制作するなどターゲットと本市を繋ぐ効果的な動画となるよう創意工夫を凝らすこと。

(3) ターゲット等に対する動画の発信

- ア ターゲットに対し、波及効果が高い手法を用いて、制作した動画を発信すること。
- イ 来訪契機となる効果的なプロモーションが行えるよう発信方法を十分に検討し、本市と協議の上決定すること。
- ウ なお、次のSNS等による広告も効果的だと思われるものについては、できる限り積極的に利用すること。
 - (ア) Instagram
 - (イ) Facebook
 - (ウ) LINE
 - (エ) Twitter
- エ その他、動画公開に際してメディアに対してのリリースについても検討し、本市と協力して実施すること。

6 報告書及び成果品の提出

- (1) アンケート調査結果報告書
- (2) 制作した動画データ
- (3) 提案後採用された成果品（動画やウェブサイトバナー広告等）

(4) その他、各種成果品データ

7 成果品の納期

令和5年3月31日(金)までとする。

8 納品場所

郡山市文化スポーツ部国際政策課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

9 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この統括責任者を通して行うものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として、郡山市個人情報保護条例(平成6年郡山市条例第5号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む)

10 その他

- (1) 本事業においてイベントの開催等を要する場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館に関する方針」を遵守すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響により委託内容の一部を変更する必要がある場合は、双方協議の上、仕様書又は委託金額等の変更を行うこととする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。